



平成19年6月1日

岡山市長 高 谷 茂 男 様

岡山市入札外部審査委員会

委員長 水 川 武 司

入札契約制度改善に関する意見書

本委員会は、平成16年2月に設置されて以来3年にわたり、岡山市入札外部審査委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第2条第2号の規定に基づき、岡山市が締結した契約の中から抽出したものに係る入札契約手続について、担当職員から説明を聴取した上で、慎重に審議を重ねてきた。従来から、これらの審議の中で、隨時、入札契約手続の改善について、各委員が意見を述べてきたところである。

しかし、昨今、公共工事をめぐる入札談合事件が相次ぎ、地方公共団体においても早急に入札契約制度の改善に取り組むことが求められている状況に鑑み、今般、岡山市の入札契約制度全般について、改善策の検討を要請すべきであるとの結論を得たので、要綱第6条第1項の規定により意見を具申する。岡山市においては、委員会の意見を十分に参考にして、今後の入札契約制度の改善に当たるよう要請する。

記

第1 意見の概要

岡山市は、総務省の取りまとめた「地方公共団体における入札契約適正化・支援方策について」（以下「入札契約適正化方策」という。）を基本とし、入札契約制度の見直しを検討すべきである。詳細な項目は次のとおりである。

なお、これらの項目は、建設工事に係る入札契約制度についての改善案であ

るが、その他の契約についても、同様の見直しを検討すべきである。

- 1 早急に一般競争入札による契約を予定価格1千万円以上のものに広げること。
- 2 予定価格1千万円未満のものについても、可能な限り一般競争入札の範囲を拡大する方向で見直しを検討すること。
- 3 早急に電子入札を導入すること。電子入札が導入できるまでの間は、郵便入札の対象を拡大すること。
- 4 入札が終了するまでの間は、入札参加者名を公表しないこと。
- 5 入札参加条件のうち、事務所所在地によって入札参加を制限する地域要件については、競争性が十分確保されるよう適切に設定すること。
- 6 入札価格だけでなく、企業の技術力や社会貢献度等を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式入札の導入を検討すること。
- 7 その他の項目についても、「入札契約適正化方策」に基づいて、入札契約制度を見直すこと。

第2 意見を述べる経緯及び理由

- 1 従来から、国、地方公共団体における入札契約適正化の取組は、情報公開や市政への市民参加を契機として進められてきたが、昨今の自治体首長による贈収賄事件を始めとした公務員の不祥事に対応するため、全国的に一段と流れが加速している。
- 2 岡山市においても、入札契約制度改革に対する市民の関心は非常に高く、この全国的な入札契約適正化の流れに沿った早急な取組が求められている。
- 3 本委員会は、岡山市総合政策審議会条例（平成12年市条例第5号）第5条第2項の規定に基づき、平成16年2月に設置された。その任務は、要綱に定められているとおり、入札等手続について報告を受けること、不服申立について審査することに加え、岡山市が発注した建設工事の請負契約その他の入札契約手続のうち、本委員会が抽出したものに関し、入札参加資格設定及び指名の経緯、理由等についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うことである。

本委員会が設置されて以後約3年にわたり、入札契約手続の運用状況について報告を受けるとともに、岡山市の入札契約事案を抽出し、個別、具体的に審議を重ねてきた。これまでの審議に際しても、各委員が意見を述べてきたが、入札契約手続のより一層の適正化を図るため、今回、委員会の一致した意見として、これまでの個別、具体的な事案の審議を通じて明らかになった課題について、一定の目標を示して、入札契約制度の改善を求める意見を提出することにした。

第3 意見の詳細

- 1 昨今、公共工事を巡る入札談合事件、中でも、国、地方公共団体の職員が関与しているいわゆる官製談合事件が頻発しており、マスコミ等でも大きく取り上げられている。このような不正行為を徹底的に排除するためにも、地方公共団体における入札契約適正化への取組は喫緊の課題である。
- 2 本年2月には、総務省が「入札契約適正化方策」により、すべての地方公共団体に対し、入札契約の適正化について、一定の方向性を示している。その概要は、次のとおりである。
 - (1) 一般競争入札の対象を拡大する。（都道府県及び政令指定都市は、1千万円以上の契約を対象とする。）
 - (2) 入札参加条件のうち地域要件の設定に当たっては、競争性が十分確保されるよう適切に設定する。
 - (3) 技術職員の技術能力の研さん、向上に取り組む。
 - (4) 電子入札をできる限り速やかに導入する。導入までの間は、郵便入札の活用を図る。
 - (5) 不良不適格業者を排除するための取組を推進する。
 - (6) 総合評価方式の導入、拡充に努める。
 - (7) 入札契約事務の適正な処理が確保される組織体制の整備を進める。
 - (8) 不正行為防止のため、職員OBや一定以上の公職にある者等からの働きか

けや要望等のいわゆる口利き行為を防止するための施策を推進する。

(9) 一つの工事を施工する際に複数の企業が共同で工事を受注し、施工するために結成する共同企業体（J V）については、運用基準を策定、公表し、これに基づき適切に活用する。

3 これらの項目は、本委員会におけるこれまでの審議を通じて、各委員から出された意見と共通する部分が多く、岡山市においても、原則として、この「入札契約適正化方策」に基づいて、入札契約手続全般について、見直しを行うべきである。

4 これらの点を踏まえて、岡山市の入札契約制度について見直しを行うべき項目の詳細は、次のとおりであると考える。

(1) 岡山市では、現在、予定価格 5 千万円以上 1 億円未満の土木建設工事について、定型公募型指名競争入札を実施しており、本年 7 月からは、予定価格 2 千 5 百万円以上のものを対象とするよう制度を改正する予定と説明を受けている。この公募型指名競争入札は、実質的には一般競争入札に準じたもので、職員の恣意が入り込む余地がない制度とのことである。実質的に一般競争入札であるならば、早急に制度改正を行い、一般競争入札の名称を使用すべきである。さらに、できるだけ早い時期に、「入札契約適正化方策」に定められているとおり、予定価格 1 千万円以上のものについて、一般競争入札を拡大すべきである。

(2) 予定価格 1 千万円未満のものについても、現在の通常型指名競争入札をそのまま続けるのではなく、可能な限り一般競争入札の範囲を拡大する方向で見直すべきである。

(3) 現在の入札方法は、入札参加者が一堂に会しての入札又は郵便入札により行っているが、一般競争入札の拡大により、入札 1 回当たりの参加可能者数も格段に増え、事務も繁雑になり、公正かつ円滑な入札執行に支障を来すおそれもある。したがって、今後、事務の簡素化、効率化が可能となる電子入

札を、全面的かつ早急に導入すべきである。また、電子入札の導入までの間は、郵便入札の対象範囲を拡大すべきである。

- (4) 現在、入札参加者名の公表は、公募型指名競争入札及び定型公募型指名競争入札においては入札書提出後に行っており、通常型指名競争入札においては指名通知発送後に行っている。入札書投函前の公表は、入札参加者名が事前に判明するため、談合を助長しやすい。今後は、指名競争入札においても入札書提出締切までは、入札参加者名は非公表とすべきである。
- (5) 現在、入札参加条件のうち地域要件については、発注工事の種類や設計金額帯によって範囲を決め、その範囲内に事業所が所在する者に入札参加者を限定しており、その範囲が狭いため、参加可能者数が少ない地域も見受けられる。今後は、競争性を確保するために、十分な入札参加者が確保されるよう、適切な地域要件の設定に努めるべきである。
- (6) 現在、最低制限価格は、入札当日、くじにより、予定価格の70パーセントから80パーセントの間で設定する仕組みとなっている。偶然に支配されるくじによって、最低制限価格を決め、その価格未満の入札参加者を失格にする現在の方法は、入札価格と比して最低制限価格が相対的に高く設定される場合もあり、適正な競争が妨げられるおそれがあるため、制度自体を廃止すべきではないかという意見もある。したがって、今後は、くじ引き等の偶然に左右される方式によらず、競争性と適正な履行を同時に確保できるような最低制限価格の設定方法を調査研究すべきである。
- (7) 大規模又は特殊な工事について、地元業者を総合建設業者（ゼネコン）と一緒に施工させることにより、その施工能力、技術力を向上させることなどを目的として結成させる共同企業体（JV）については、受注機会の配分との誤解を招きかねない場合があることや談合が誘発されかねないことなどの問題点が指摘されており、対象工事の限定等運用基準の見直しを検討すべきである。

- (8) 契約の確実な履行の確保を図るため、また、競争の激化が手抜き工事につながることのないよう、工事監理をより充実させるべきである。また、工事施工面での不安を取り除くためには、入札価格だけでなく、企業の技術力や社会貢献度等を総合的に評価する総合評価方式による入札や入札前に金融機関等の履行能力審査を経て発行される契約履行保証証書を提出した者だけを入札に参加させる入札ボンドの導入を検討すべきである。
- (9) 現在、建設工事及び物品購入等に係る入札契約事務は、原則として財政局契約課において執行しているが、業務委託に係る入札契約事務は各事業担当課において執行しているとのことである。今後、業務委託に係る入札契約事務についても、適正な入札契約事務の執行を確保するため、事業担当課から切り離した専門の契約事務担当部局を設置し、一括して執行すべきである。
- (10) 地方公共団体における入札契約事務に係る不正行為は、口利き行為と密接に関連している事例が極めて多い。したがって、入札契約に係る不正行為を防止するためには、口利き行為があった場合の文書の作成、公開等の口利き行為防止策の導入が不可欠であり、入札契約制度の見直しとあわせて、口利き行為を防止するための取組を積極的に行うべきである。
- (11) 地方公共団体の役割は、地域における行政を担い、住民福祉の向上を図ることであり、入札契約制度の見直しを検討する際にも、障害者雇用の促進、男女共同参画や子育て支援の推進、地域経済活性化等の政策目的実現のための長期的視点も欠くことはできない。したがって、今後、これらの政策目的実現を図るために入札契約手続きにおいて考慮できる事項等についても検討すべきである。

第4 まとめ

岡山市は、比較的早い時期から公募型指名競争入札や郵便入札を導入するなど、適正な入札契約事務執行を確保するための工夫を積み重ねてきたと説明を受けている。

しかし、これまでに指摘したとおり早急に改善すべき課題もまだ数多くあり、これらに対する対応が遅れると、不良工事の防止や競争性の確保が困難となり、最終的には、市民の不利益につながりかねない。言うまでもなく、地方公共団体における入札契約は、不正を絶対に許すことなく厳正に行うことが求められており、いやしくも市民の疑惑を招くことのないようにしなければならない。今、全国の多くの地方公共団体では、入札契約制度について、「入札契約適正化方策」に沿った形での見直しを開始している。

したがって、岡山市においても、早期に、入札契約制度の改善について、具体的な目標を設定するとともに、これを市民に対して説明し、市民の理解を得ながら進めるべきである。来るべき政令指定都市移行に向けて、市民に信頼される、より公正で透明性、競争性の高い入札契約制度の構築を目指し、更なる改革に取り組むことを要請するものである。